

①介護(補償)給付の最高限度額及び最低保障額の改定について

<改正の趣旨>

- 労働者災害補償保険法では、業務上の事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を介護(補償)給付として支給。給付額には、最高限度額と最低保障額を設け、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の介護手当の支給限度額との均衡を考慮して設定。これらは、人事院の国家公務員の給与勧告率にあわせて改定。
- 今般、平成28年度の人事院勧告により、0.17%のプラス改定が行われることから、介護(補償)給付の最高限度額及び最低保障額を見直す。
- また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の措置を講ずるもの)の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直す。

労働者災害補償保険法に基づく介護(補償)給付

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>105,130円</u> (104,950円)	<u>57,110円</u> (57,030円)
随時介護を要する者	<u>52,570円</u> (52,480円)	<u>28,560円</u> (28,520円)

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>105,130円</u> (104,950円)	<u>57,110円</u> (57,030円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>78,850円</u> (78,710円)	<u>42,830円</u> (42,770円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>52,570円</u> (52,480円)	<u>28,560円</u> (28,520円)

※()内は現行額

施行期日:平成29年4月1日

②マイナンバーの利用による添付書類の省略について

<改正の趣旨>

- 平成28年1月より、年金給付の受給権者のマイナンバーを取得した場合、住民基本台帳ネットワークを通じて、当該受給権者の住民票情報（氏名、住所、生年月日等）を確認することができるようになった。
- これにより、年金給付の請求等の手続において添付することを求めていた、住民票の写しを省略することが可能になったため、法令上必要な措置を行う。

【例】亡くなった労働者の妻が、遺族補償年金を請求する場合

（旧）亡くなった労働者との生計維持関係を証明するため、住民票の写しを提出しなければならない。

⇒（新）マイナンバーがあれば、住民票の写しの提出は不要になる。

（※ 住民票の写し以外の添付書類は、従来通り提出する必要がある。）

上記に伴い、請求書等の様式を変更する必要

<様式告示の改正>

- 上記改正内容の周知徹底のため、請求人等が労働基準監督署にマイナンバーを提供している場合には住民票の添付が不要となる旨の記載を、年金給付の請求書等の様式に設ける。
- その他、所要の措置を講ずる。
 - ・ 社会保険労務士の氏名等の記載欄を追加する等の行政事務簡素化措置
 - ・ 組織改編に伴い「次長」を「副署長」に修正する等の形式的措置

施行期日：平成29年4月1日